

明監報第 12 号

定期監査（都市整備部）結果報告のこと

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 25 年（2013 年）10 月 29 日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 富 田 賢 治

同 尾 倉 あき子

## 定期監査（都市整備部）の結果について

### I 監査の対象

都市整備部

都市計画課 区画整理課 緑化公園課

大久保駅前区画整理事務所

建築室

住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課 耐震推進課

### II 監査の期間

平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 10 月 29 日まで

### III 監査の範囲

平成 25 年 6 月末日現在における財務に関する事務

### IV 監査の方法

都市整備部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等について
- (2) 収入事務について
- (3) 支出事務について
- (4) 補助金について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 文書事務について
- (8) 出張命令について

## V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられるよう要望するものであり、積極的に対処されたい。

また、口頭により改善の検討を指示した軽微な指摘事項についても、改善措置を講じられるよう要望する。

### 1 収入事務について

住宅課においては、住宅に困窮する低所得者を入居させるため、明石市営住宅条例に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及び管理を行っている。平成 25 年 6 月末日現在で 38 住宅、2,281 戸が設置されている。

これらの入居者からは、原則として、収入に基づき近傍同種の住宅の家賃の額以下で住宅使用料を算定し、徴収している。

住宅使用料の平成 25 年 6 月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調定額(円)	収入済額 (円)	収入率(%)	収入未済額(円)
住宅使用料	現年度分	521,525,800	107,890,900	20.7	413,634,900
	(内納期到来分)	(127,971,600)	(106,290,500)	(83.1)	(21,681,100)
	滞納繰越分	98,381,940	3,206,200	3.3	95,175,740
	計	619,907,740	111,097,100	17.9	508,810,640

注 1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 都市整備部提出資料による。

住宅使用料の収入未済額は、現年度分で 21,681,100 円、滞納繰越分で 95,175,740 円となっている。

徴収対策としては、督促状や催告書の送付、窓口指導や休日を含む戸別訪問を行っているほか、関係部署との連携を密にするなど、収入未済額の解消に努めているところである。また、長期・高額滞納者等に対しては、住宅の明渡し等訴訟の提起や強制執行の申立の措置を講じるなど

の努力をされているところである。

しかしながら、なお多額の収入未済が生じており、今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き長期・高額滞納者に対する厳正な措置を講ずるとともに、滞納整理の早期着手など、新たな未収金の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

## 2 石ヶ谷墓園の管理運営について

緑化公園課においては、石ヶ谷墓園維持管理費の財源として、明石市墓園条例に基づき、石ヶ谷墓園の利用者に対し、墓所の新規貸付の際に墓所の面積に応じて永代使用料及び管理料を徴収している。

しかし、管理料については、10年分を前納で徴収し、11年目以降は徴収しないため、今後の墓園維持管理費の財源確保が懸念されるところである。

今後は、長期的な視野に立った適切な事業運営を検討されたい。